うるま市新生児子育て世帯応援給付金

万円を給付します

新生児の誕生を迎えた子育て世帯に対し、迅速な経済的支援及び切れ目のない子育て支援を目的として、 うるま市新生児子育て世帯応援給付金事業を実施しています。

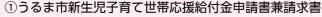
対象児童

令和3年4月1日~ 令和4年3月31日までに出生した子 申請・受給

給付対象児を養育し、同居している父母等で、

給付額 児童一人につき 10 万円

下記書類をこども未来課へ郵送又は窓口にて提出

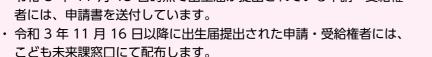


- ②申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し)
- ③申請者の振込先口座番号が確認できるものの写し(通帳又はキャッシュカード等の写し)
- ④給付対象児の母子健康手帳の写し(出生届け出証があるページ)
- ⑤うるま市新生児子育て世帯応援給付金受給に伴う誓約書兼同意書 (申請者本人が署名したもの)

ページをご確認

書類の配布

・ 令和 3 年 11 月 15 日時点で出生届が提出されている申請・受給権 者には、申請書を送付しています。





※令和3年11月15日までに出生届を提出している方で書類が届いていない方は、こども未来課までご連絡ください

お問合せ こども未来課 ☎989-5313

申請はお済ですか?

低所得の子育て世帯に対する

世帯生活支援特別

低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給 付金を支給しています。

(ひとり親世帯以外分)(ひとり親世帯分)共通

給付額

児童一人当たり 5 万円



令和4年2月28日(月)まで



平成 15年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は、平成13年 4月2日) から令和4年2月28日までに出生した児童

※「ひとり親世帯以外分」と「ひとり親世帯分」の給付金は、重複して受給できません。

お問合せ 児童家庭課 ☎923-4075 (給付金担当)

★受給要件については、 市ホームページでご確認 ください。

ひとり 親世帯 以外分

ひとり 親世帯





子育て世帯等臨時特別支援事業

『校生までがいる世帯に 10万円を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯 を支援する観点から、給付金の支給を行います。

児童一人につき 10万円

並別象対象

平成 15 年 4 月 2 日~ 令和4年3月31日生まれ

- ①令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)支給対象児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)支給対象児童(新生児)
- ※②は生年月日が期間内であれば、高等学校等に在籍していることは必要ありません。 ただし、婚姻している場合は対象外となります。

申請が必要な方

郵送または児童家庭課窓口で申請してください。

- ①令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童のみを 養育している保護者
- ②所属庁から児童手当(特例給付を除く)を受給している公務員
- ③令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)支給対象児童(新 牛児) の保護者
- ※保護者の所得が児童手当(特例給付を除く)の支給対象となる金額と同等未満の場合に給付金の対象と なります。詳細はうるま市役所ホームページをご覧ください。
- ※①と②の方は令和3年9月30日時点の住所地市町村で申請になります。
- ※③の方は児童が出生した時点の住所地市町村で申請になります。

令和 4 年 1 月 4 日 (火) ~令和 4 年 3 月 10 日 (木) ※土日・祝日を除く

午前8時30分~午後5時15分

※新生児の申請期限については、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

こついて

- ・申請が必要と思われる方には、12月下旬に申請書を送付しています。
- ・申請書は、市ホームページまたは児童家庭課窓口にて配布しています。

うるま市児童家庭課(本庁舎東棟2階) 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号



申請が不要な方

令和3年9月分の児童手当の受給者(特例給付及び公務員を除く)の方は「プッシュ型」による支給の ため、原則として申請は不要です。対象の方へは先行給付金として 5 万円を令和 3 年 12 月 24 日に児童 手当指定口座へ振込済みとなっており、残り5万円についても同口座に振込みいたします。

お問合せ 児童家庭課 ☎923-4075 (給付金担当)



